

登園許可証が必要な感染症

病名	登園までのめやす
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の 適正な抗菌剤による治療が終了するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が 発現した後5日を経過し、かつ、全身状態 が良好となるまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染の恐れがないと認めるまで
流行性角結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで
インフルエンザ	発症後5日かつ、解熱後3日が経過する まで

インフルエンザに関しては保護者の印でかまいません。